

議案第 9 8 号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
甲府市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 6 年 1 2 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例
甲府市都市公園条例（昭和 3 2 年 1 2 月条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「、又は植物を採取」を「、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷」に改め、同条第 7 号中「自動車等」を「車両」に改め、同条第 8 号中「行為」の次に「をすること。」を加え、同条に次の 4 号を加える。

- (10) 歴史公園及び多目的広場においてスケートボード、ローラースケート又はこれらに類する行為をすること。
- (11) 野宿、野営又は車中泊をすること。
- (12) 公衆に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、都市公園への入園を禁ずることができる。

別表第 2 中

「

1 コートにつき 3 2 0 円	1 コートにつき 4 8 0 円	1 コートにつき 1 9 0 円	1 コートにつき、入場料 金総額を利用コート数で 除して得た額の 1 0 分の
---------------------	---------------------	---------------------	---

1コートにつき 790円	1コートにつき 1,190円	1コートにつき 480円	1に相当する額。ただし、その相当する額が4,400円に満たないときは4,400円とし、その相当する額が11,000円を超えるときは11,000円とする。	を
1コートにつき 1,120円	1コートにつき 1,670円	1コートにつき 680円		
1コートにつき 1,600円	1コートにつき 2,390円	1コートにつき 960円		
1コートにつき 630円	1コートにつき 960円	1コートにつき 370円		
1コートにつき 1,910円	1コートにつき 2,890円	1コートにつき 1,150円		

」

「

1コートにつき 440円	1コートにつき 670円	1コートにつき 220円	1コートにつき、入場料金総額を利用コート数で除して得た額の10分の1に相当する額。ただし、その相当する額が5,280円に満たないときは5,280円とし、その相当する額が12,100円を超えるときは12,100円とする。	に
1コートにつき 1,020円	1コートにつき 1,540円	1コートにつき 510円		
1コートにつき 1,450円	1コートにつき 2,170円	1コートにつき 720円		
1コートにつき 2,080円	1コートにつき 2,860円	1コートにつき 1,040円		
1コートにつき 810円	1コートにつき 1,240円	1コートにつき 400円		
1コートにつき 2,480円	1コートにつき 3,460円	1コートにつき 1,240円		

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲府市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例

による改正後の甲府市都市公園条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行った利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

都市公園における利用者の安全及び快適な利用環境を確保し、並びに有料運動施設の使用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。